令和３年11月10日
金融庁

「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」（令和３年５月26日法律第46号）の一部（銀行法等関係。公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）について、今般、監督指針を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）につきまして、令和３年８月27日（金）から同年９月27日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、42件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様におかれましては、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙１を御覧ください。

具体的な改正の内容については、別紙２～別紙７をご参照ください。

改正後の監督指針については、令和３年11月22日（月）から適用されることとなります。

なお、本件のうち別紙２～３及び別紙５～７の一部（様式・参考資料編）については、行政手続法第39条第４項第８号で定める「軽微な変更」に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
監督局銀行第２課（内線3764、3816）

（別紙１）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方
（別紙２）「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）
（別紙３）「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）
（別紙４）「系統金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）
（別紙５）「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）
（別紙６）「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）
（別紙７）「少額短期保険業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）